

社会保障こぼれ話

失業保険の改正 (アメリカ)

この国の失業保険制度は、各州の州法にもとづいて実施されるが、1976年には、多くの州が失業保険の法律を改正した。

新しい失業補償法は、1978年1月からの実施を予定されており、この法律によって、910万人の労働者に適用が拡大される。新しく適用をうけるのは、大農場で働く農業労働者、大家族の世帯で家事労働に従事する労働者、および、多くの州政府や自治体の職員などである。また、一部の州は、任意方式により、小企業の労働者にも適用を拡大している。

保険料の徴収で対象とされる収入は、連邦法で用いる年収を6,000ドルに引上げられ、保険料率(連邦税の負担率)は0.5%から0.7%に引上げられている。1976年には、アリゾナなどの7州が6,000ドルの課税基準額を採用したが、これらのうち6州はすでにその基準額に達していた。ハワイ州は基準額として7,800ドルの上限を用いている。

また、支給率や支給額も一部の州で引上げられ、たとえば、カンザス州は支給率を55%から60%にし、インディアナ、ミシシッピー、ヴァージニアの3州は定額給付の最高額をそれぞれ9ドル、20ドル、16ドルずつ引上げ、ジョージアとインディアナの2州は最低額をそれぞれ27ドルと35ドルに引上げた。

一部の州では、資格条件も改正され、資格取得期間の短縮、待期の廃止その他各種の制限の緩和などが採用されている。

Joseph A. Hickey, State unemployment insurance: legislative changes in 1976, Monthly Labor Review, No.2, Vol. 100, Feb. 1977, pp. 46-51.

(社会保障研究所 平石長久)

編集後記

数カ月前、家の近くの芝生に、住人達が公孫樹の苗木を植えた。適当な間隔で一列に並んだその公孫樹は、1メートルにも足らない苗木だった。それは丈が低いので、幼ない子供達の手頃な遊び相手にされ、上の方は皮がむけて、肌もむき出しの無残な姿になってしまった。そのうちに、春になり、子供らにすっかり傷められ、もはや枯れたのかと思われた苗木は、皮の残っていた下の方が、少しずつふくらみ、やがて、芽が出た。梅雨の頃には、特徴のある扇形の小さな葉が、その苗木に一杯ついていた。皮もはげていたのに、公孫樹は生きていたのだ。強い生命力を示すその葉が、雨に濡れていた。

(平石)

海外社会保障情報 No. 38

昭和52年6月30日発行

編集兼発行人 社会保障研究所

〒100 東京都千代田区霞が関3-3-4

電話 03(580)2511

製作所 和光企画出版株式会社 03(564)0338